

ト骨談議

金関丈夫

(一)

八束郡鹿島町古浦の砂丘は、弥生前期の土器を包含する厚い砂層が地上から約5cmの深さに横たわり、その層から、当時の人骨が、埋葬されたままの姿勢で、多数出ています。ことし(1963)の7月20日から8月3日にかけての発掘調査で、この弥生前期の人骨は20体、従来のものと合せて、50体以上が発見されました。

これらの人骨には、同一の層のうちでも、やや浅い層から出るものと、それより深い層から出るものとがあり、伴って出る土器はいずれも弥生前期のものですが、深い方から出るものには弥生前期の土器のうちでも、もっとも古い形式の土器が伴っています。すなわちこの層の人骨は、弥生人骨のうちでも、最も古い時代の人骨と認めなければなりません。おおまかに見て、紀元前3世紀ころの人骨だということになります。

ことしの発掘で、思いもよらぬ発見があったのは、こうした弥生最古の人骨の一つである、第33号小児骨と全く同じレベルで、人骨から1cmとは離れていない地点から、一片のト骨(ぼくこつ)を得たことがあります。このことは先般来、新聞紙上にもいろいろと報道されましたため、それ以来、ト骨とはいいたい何だ、という質問を、逢う人からしばしばうけますので、ここに紙上をかりて、一括してお答えすることにしました。

先ず、われわれが今度発見したト骨ですが、これは図に見るような、長さ5.8cm、幅1.4cmの小さな骨片で、その後しらべたところでは、鹿の中足骨の骨体の一部を、縦割りにしたものだとわかり



図版1 古浦ト骨

ました。両端が欠けているので、もとの長さはわかりませんが、骨の中央に、裏表とも横の溝が一線刻まれており、裏側すなわち骨の内面には、これを境にして両方に、2列にならんで各列3個、合計6個ずつの円いくぼみがあります。しかし、両方の折れた端にも同様のくぼみの半分欠けたものが見えていますから、もともと、少なくとも、16個以上はあったものです。2列のうち、一方の列はほぼ整然とならんでいますが、いま一方の列では、各3個のうちの中央の凹みが、どちらも少し列をはなれて、縁(へり)

の方へ寄っています。何かの意味があったかも知れません。

さて、これらのくぼみの内面やその周囲には、いずれも骨が焼かれて、黒く焦げた跡が、多かれ少なかれ残っています。いわゆる灼骨（しゃくこつ）のあとであります。くぼみは鑽（サン、きり）をもって穿たれたものですが、直径は3—4ミリ、底は円く、椀をのぞき込んだようになっていますから、尖った錐で穿ったものではありません。小さな丸ノミのようなものでドリルされたものです。

骨の表がわ、すなわち外面にはこのくぼみはありません。しかし縁に近いところで、内面の灼骨の影響をうけて、変色したところが数カ所あります。図の左の隅の一つが、亀裂のために、他の部分から離れています。内面では、この亀裂は、隣り合った二つのくぼみを縦につないでいます。

以上のような所見は、この骨片が、占（うらない）に用いられた卜骨であることを、明らかに示しております。卜骨としては、日本ではこれが最古の遺物であることも次のような事例によって判りました。というのは、従来日本で発見された、古代の卜骨の遺品としては、神奈川県三浦半島南下浦市のいくつかの洞窟から発見された（1951年、赤星直忠氏報告）14例の卜骨がありますが、伴出する土器から見て、弥生後期のものと考えられております。その後、新潟県佐渡の千種（ちぐさ）遺跡から発見（1952年）された一例は、弥生終末、土師期直前のころのものといわれております。すなわち、いずれも紀元3世紀初頭に近いころのものであります。もっとも、最近の八幡一郎博士よりの通信によって、昨年から今年にかけ、横須賀市大浦の洞窟から、またまた多数の、弥生時代の卜骨が発見されたことを知りました。詳しい時代は不明ですが、しばらくこれを除外すると、こんどの古浦の卜骨の発見によって、日本の卜法の歴史を、約5世紀さかのぼらせることが出来る、という、たいへん興味ある事実がわかったのであります。

(二)

日本の卜骨による占法についての最も古い記載は、魏志の倭人伝の中の一節にあります。これは3世紀はじめの頃の、日本人の風俗をしるしたもの的一部分ですが、これに

「その風俗は、なにか事を為したり、旅に出たりするのに、その可否が問題になる場合には、いつも骨を灼（や）いてトして吉凶をうらなう。先ずその卜辭を告げて、事を決することは、中国の令亀の法の如きもので、火によってできた亀裂（ひび）を見て、その兆（しるし）を判断するのである。」

という意味のことをいっています。後にもいうように、中国には非常に古くから、亀の甲を焼き、これによって生ずる亀裂の兆によって事を占う、いわゆる亀卜の法がありました。一般にひび割れのことを亀裂といったりする。また、トや兆の字が、その亀裂の姿からきた象形であることなどは、この方法がいかにポピュラーであったか、と言うことを表しています。

亀甲の他に、骨を焼いてトする骨トの風もありました。新石器時代から殷（イン）の時代のはじめのころにかけては、亀甲よりも骨の方がよけいに用いられています。しかし、倭人伝の書かれた西晋（シン）のころには、専ら亀トの方が知られていたのでしょう。ここに令亀とあるのは、もちろんこの亀トのことです。

日本の文献では、古事記の天石屋戸（アメノイワト）の段に、天照大神が岩戸にかくれたとき、諸神は「天児屋命（アメノコヤネノミコト）と布刀玉命（フトダマノミコト）とを召し、天香山（アメノカグヤマ）の真男鹿（マオシカ）の肩をまるごと抜き、天香山の天波々迦（アメノハハカ）を取って、占いまかなわしめた。」とあります。

すなわち、天児屋命らに命じて天香山の牡鹿の肩骨と、波々迦というものを取って、うらないをさせた、というのでありますが、平安朝中期の、まだ亀トの風習が盛んであった時代に書かれた字典（倭名抄）に「朱桜」の和名を「波々迦」または「加邇波佐久良」といっています。「カニハサクラ」は樺桜の字をあててもいいでしょう。とにかくハハカは桜の一種でいまではウワミズザクラ、コンゴウザクラと呼ばれる庭桜であろうということになっています。香具山の桜の花のことは、万葉集の歌の中でも、かずかず詠まれています。

さて、後世にはこうした骨うらないをするものが、神祇をつかさどる中臣（なかとみ）氏の配下の卜部（うらべ）氏となるのでありますが、中臣氏や卜部氏の祖がすなわちこの天児屋命なのであります。書紀の神代紀の大物主神（オオモノヌシノカミ）の帰順の条には

「天児屋命は神事をつかさどる宗源である。それで太占（ふとまに）の卜事（うらえごと）をもって仕えまつらしめた。」とあります。

この文章は、同時に、骨を焼いて神意をうかがう卜事が「ふとまに」といわれたであろう、ということをも教えているようです。古来の学者は、みなそのように解しています。伴信友（バンノブトモ）は、その大著「正ト（ふとまに）考」の中で、灼骨の際に生ずる亀裂のつくる模様、すなわち「兆」を、和語では「まち」という。この「まち」と「ふとまに」の「まに」は同語であると、断定し、上の「ふと」は美称だといっています。この断定には疑いの余地はありますが、ふとまにが灼骨の卜法であったことについては現代の諸学者も、疑っていないようです。

すると、古事記の国生みの段で最初に水蛭子（ひるこ）を生んだ失敗の原因を尋ねて、神意を問うことがあります。このとき天つ神は、布斗麻邇に卜相（うらない）いて詔（の）りたもう一書紀の一書にはこれにも「太占」の字をあてて、ふとまにと訓ませていますーとある、その布斗麻邇も、やはり灼骨による卜事であったことになります。

このように、日本の神話の発端にすでに顔を出しておらず、日本の神事の根源をなしている卜法の、もっとも古い遺物が、古浦の遺跡から発見されたのであります。

(三)

日本における先史時代の、卜骨の実物は、右にいう通り、弥生時代のものが残っていますが、龜卜の痕跡、つまり卜甲の方は、まだ見つかっていません。文献の上からは、日本書紀の崇神天皇の第七年二月の条に、その世にあたって災害が頻発する。天皇は神慮をはかりかねて、

「なんぞ命神亀（うらへ）て、以て災いを致せることの由を極（きわ）めざらん。」と詔っています。この卜事の結果として、大物主神が、大和の三輪山に祀られることになるわけですが、それはさておき、この記事から見ますと、神亀を用いて卜する、いわゆる龜卜の法が、このころ、おそらくとも書紀編纂のころまでには、もう起こっていた、とも考えられます。しかしながら、本居宣長などのように、書紀の記述の一般的風である漢文的修辞にすぎないのであって、事実は骨卜であっても、中国風に「命神亀」などと書いたかとも考えられます。万葉集卷五の老病に沈む74歳の山上憶良（やまのうえのおくら）が自らを哀れむ文に、「禍わいの伏する所祟りの隠るる所を知らんと欲して亀卜の門、巫祝の室、往きて問わざるなし」といっているのも、これが漢文学志望者の作品であるだけに、やはり同じ疑問がおこります。いずれもこれだけでは、どちらとも決められません。しかし、万葉集卷十六に、車持氏の娘が、夫を恋うて、瀕死の病床で詠んだ歌があります。それに「卜部ませ、亀もな焼きそ」という句がありますから、書紀編纂のころには、亀卜の法はあったと見ていいようです。

ところが、万葉集には、亀卜の他に、骨卜に関する歌もあります。卷十四には、いつも引かれる、有名な「武藏野の卜部肩焼きまさでにも、告（の）らぬ君が名、ト（うら）に出にけり」だと、同じ卷の東歌（あずまうた）に「このもと山のましばにも、告らぬ妹が名、肩にいでむかも」。また卷十五の、雪（ゆき・壱岐）の連（むらじ）の宅麿（やかまろ）の死をいたむ歌に、「壱岐の海人（あま）の上手（ほって）の卜合（うらへ）肩焼きて」というようなものがあります。万葉集の時代には、亀卜、骨卜、ふたつとも知られていたことが、これでわかります。後世にも、民間の神事には、これらの卜法はふたつながら遺されています。

さて、崇神朝以後における卜事を記録したものは、記紀、祝詞、風土記などに骨とも亀ともわかりませんが、しばしば見えております。それをいちいちここに羅列してもおもしろくありませんから、略しますが、宮廷や宮廷中心の社会では、王朝時代には、もっぱら亀卜が用いられたものようです。令議解（りょうのぎげ）には、養老令の神祇伯の職掌の、「卜兆」の語の義を「卜は亀を灼くなり。兆は亀を灼くときの縦横の文なり。おおよそ亀を灼きて吉凶を占うはこれ卜部の執業なり。」といっています。亀とのみあって、骨の字は見えません。延喜式にも、臨時祭式に「年中所用の亀甲すべて50枚を限りとなす。」などと亀卜のことはいくつも見えていますが、卜骨の料のことは見えません。続日本紀、三代実録などの記事も、卜法の判明するものは、みな亀卜です。

後年になっても、王朝時代の文献に見えるものは、みな龜卜です。たとえば堀川院御時百首（太郎百首とも初度百首ともいう）に源師時の歌があります。

「かなふやと龜のますらに問はばやな、恋しき人を夢に見つるを」この「ますら」は正占（まさうら）であります。ただし、同じ集に大江匡房（まさふさ）の歌で、鹿の肩焼きを詠んだものがありますが、これは単に古事記の古事を、引きごとにしたにすぎません。匡房は、6月と12月に神祇官で行われた「御体御卜」すなわち、玉体の向こうう半年間の安否をうらなう龜卜の式事を「江家次第」の中にくわしく記録しています。

当時の文献としては、他にもいろいろあります。たとえば、いまいった源師時には、保延元年（1135）に「長秋記」の著があり、龜卜の法をこまかに記録しているそうです。また師時よりもわずか先輩だった藤原清輔の「奥義抄」にも、龜卜の記事があり、そのうちには、自分らが龜の甲を灼くように、奥のえびすは鹿の肩骨を灼いて占う、ということを、いっているようです。

結局、平安の京では、もはや龜ト一点ぱりですが関東以北には、この時代にも、骨卜の風がまだ残っていた、ということになります。どうもこの、都に龜卜が盛行し、田舎に肩やきが引きつづきのこっている、ということは、後者の方が前者よりも古かった、前者は後からはいってきたものであろう、という想像の材料になりそうです。おそらくそれが事実だったでしょう。古代中国でも、ト骨よりト甲のほうがあとから流行しております。このことはまた後章に申しのべます。

(四)

さて、獸骨や龜甲を灼いてする卜事は、どういう方法で行われたか、その方法が問題ですが、以上の、上代の日本の文献では、そのことのあったことを知るだけで、その方法については、ほとんど何もわかりません。

これを知るための材料としてはト骨やト甲の直接遺物がありますが、ある程度の文献もあります。ただ、日本の文献は時代が新しく、これによって古代の風を推察するのは、危険がないとはいわれません。また、直接遺物にしても、ト甲の方は、日本では古いものは遺っていません。

ところが、中国の方ではト骨ト甲とともに、非常に古いものが遺っています。文献にしても、ちょうど日本の弥生期に相当する時代の文献があって、直接日本のト法の説明にならなくても、非常に参考になります。

先ず文献の方ですが、尚書とか左伝以下の古い記録や史書、或いは詩経などに散見する事例だとか礼記に見える、繁雑な制度を挙げることは省略して、龜卜の方法を書いた、史記の龜策伝を見るこにしましょう。

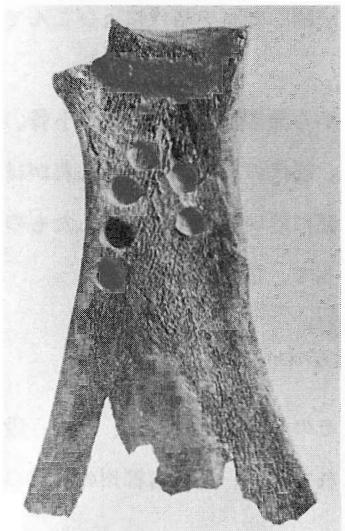
この伝は、史記の著者司馬遷の死後、その欠本を補って、紀元前1世紀の後半のころ、つまり、

日本では弥生前期の終わりころ、褚少孫という人が書き足したものであります。亀卜のやり方をしるしたものとしては、最も古いものであります。そのもっとも肝腎なところだけを、大略、つぎに紹介しましょう。

まず、揚子江産の亀の、当時の寸法で長さ一尺二寸のものを二十匹とて、太卜官にわたす。但しこの一尺二寸というのは、天子の用で、諸侯以下になると、だんだん小さくなる、ということが、或る注釈書に見えています。太卜官は吉日をえらんで、その腹甲をとり、帝王が軍を発するときは、廟堂の上で、これを鑽（きりでほりくぼめる）して、吉凶を決する。

その順序は、まず清水で亀甲を洗い、いろいろのまじないをする。それから卜にかかるのですが、まず造（竈・かまど）でもって鑽を灼く。鑽は金属製の錐（きり）であります。さて、このあたりから錯文、脱文があるらしく、意味がはっきりとれなくなります。しかし判読しますと、この灼けた鑽を亀甲の中央と、首側と足側とに、もみこんで、穴をほる。それぞれ3度ずつほる。それがすむと、またまたその穴のところを灼く。灼くには荆もしくは剛木を用いる。すなわち堅い木を焼いて、それを穴のところへ、あてがうのでしょうか。その中央を灼くのを正身、首側を灼くのを正首、足側を灼くのを正足という。この「正」は事の是非を問うことであります。それで伴信友はその著の「ふとまに考」に、正ト考の字を当てているのです。さて、これもそれぞれ3たびずつ灼く。これによって生じた亀裂の状態を見て、卜官が吉凶をきめる、ということのようです。

この、亀甲を灼く荆は、一定の植物名であるかどうかは判りません。唐の司馬貞は荆は「若木」なりと注しています。そういわれてもまだ判りませんが、さきにのべた天波々迦のハハカを、日本



図版2 陝西省澧西（レイセイ）
張家坡出土の西周時代
のト骨（牛の肩骨）

でも葉若木といったことがあります。学のあるものが、荆は若木なりの注を頭にもって、そんな字を充てたのでしょうか。これは余談です。

これによると、亀甲に穴をうがったために鑽を灼く。それからもういちどその穴のところを灼いて、亀裂をつくらせる、ということになります。鑽を灼く灼かないを別問題とすると、亀甲に穴をほってその穴のところを灼く、というのが、この方法の根本であるようです。

なおこの他にも、亀卜の方法に関する漢代の文献としては、断片的ではありますが、孔安国が尚書の洛誥篇を注したものに「卜するには先ず墨にて亀に画がき、然る後これを灼く。兆が順なるときは墨を食す」といっています。兆は亀裂の像、食すとは墨にかさなることであります。唐代にも、尚書を注した孔穎達が、こ

れと同様のことをいっています。亀甲を灼く前に、墨をもってこれを書き、卜兆がこれに重なることを吉とした風は、日本にも近いころまであった亀卜の風です。してみると、これらの漢代の文献は、いずれも、日本の卜法をしらべる上にも、充分役に立つようです。

しかし、中国の卜法は、このような文献をまつまでもなく、非常にたくさんの実物が、発見されていて、それによって知ることができます。その最も古いものは、山東省を中心として、東にも西にもひろがっている、いわゆる龍山文化に伴うものですが、そのうち一ばん日本に近いところから出たのは、昭和8年に、われわれが発掘した、関東州の旅順に近い海岸羊頭窪（ヤントウワ）遺跡から出たものです。それは一個の、鹿の左の肩骨ですが、山東省のものには、この時代、あるいはそれより古くから、もう獸骨、亀甲ふたつながら、用いられています。

この龍山文化の西のひろがりは陝西省から甘粛省に達していますが、最近甘粛省臨夏の大河庄や、陝西省澧西（レイセイ）の客省庄の龍山文化層から、羊の肩骨を灼いた卜骨が出ています。

龍山文化は、北支では新石器時代の最晩期であります。これが終わると、河南省では、殷（イン）文化がおこります。殷代の遺物は安陽のいわゆる殷墟（インキョ）ことに小屯部落からたくさん出ています。

輝県の褚邱や琉璃園からも、安陽と同時代のものが出ています。また同じ殷代で、安陽や輝県よりも古い時代のものが、隴海線沿線の、鄭州で発見されています。卜骨もあり亀甲もありですが、殷代のものには鑽灼だけでなく、卜骨卜甲とともに、文字を刻んだものが現れます。いわゆる甲骨文字でその字がいまの漢字の根元であり、その文が中国の記録のはじまりであることは、世間によく知られている通りです。この卜辭によって中国古代の伝説時代は、一躍して歴史時代にとびこんできたのです。

殷につづく西周時代のものは、最近、さきの陝西省澧西の張家坡から発掘されています。卜骨、卜甲ともにあり、文字を刻した獸類の長骨も一個発見されています。周代の卜骨の発見はこれがはじめてであります。写真に示すものはその一例で、牛の肩骨の関節部に近い部分を鑽、灼したものです。その痕は2列に並んでいます。鑽灼の前に、骨の面を削りとって、整治しています。

（五）

古代中国の、非常に多数の卜骨や卜甲の遺物の実際の所見から、その卜法をうかがう、という段になりましたが、ここでは、そのうち数も比較的多く、よく整理されている、河南省鄭州の殷代の材料を利用することにしましょう。

卜骨、卜甲を出す鄭州の遺跡はその文化層が三つに分けられます。二里崗の下層がいちばん古い層で、これは龍山文化層のすぐ上になります。次が二里崗上層、そして最上層に人民公園層があり

ます。この人民公園層の文化が、安陽の小屯文化と同時期にあたります。すなわち鄭州遺跡は、殷代の初期から、後期にわたる、各時代の文化を含んでおり、そのそれぞれに卜骨（卜甲）が発見されているのです。

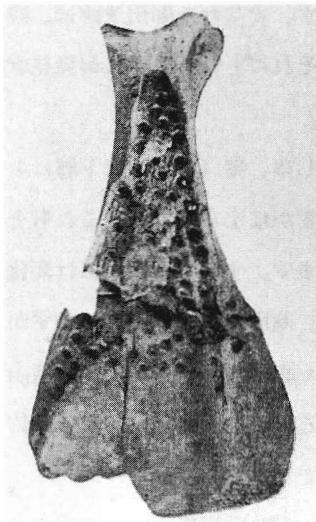
まずその材料を見ましょう。獸骨としては各層とも牛骨が大多数をしめ、猪（ブタ）は下層にも出るが、中層に多くて、上層ではなくなります。羊は下層、中層にわずかに出るだけで、これも上層では出ていません。鹿は下層、中層になくて、上層にわずかに現れます。すなわち、牛には変化がありませんが、他の動物は、時代によって出現数がちがっています。龜甲の方は、下層にわずか一例、中層になく、上層になると一躍して、獸骨の二倍近くの数が見えます。龜甲の使用は、龍山文化期にも既にあります（山東省大辛莊）が、鄭州の後期や、安陽のときに至って、非常に一般的になります。これは殷の後期以後の文化の一つの特徴だといえるようです。

獸骨は二里崗でただ一例の牛の頭骨があった以外は、どの動物のも、みな肩胛骨すなわち肩骨を使用しています。これはこの骨が幅が広くて使用に便利なのと、薄くて龜裂を生じやすいためでありましょう。後世、他の骨を用いるようになったのは、肩骨の代用として、例外的に使用されたので、もともとは肩骨だったことがわかります。だから民族学の方では、この卜法の一般名称をScapulomancyすなわち肩卜（かたうら）といっているわけです。龜甲の方は腹甲を用いていますが、背甲より平坦で、これを磨研して薄くするのに便利だったからだと思われます。

つぎに、これらの材料に対する加工の方法がありますが、一般にはいわゆる鑽、灼、すなわち骨の面に穴を掘って、その部分を灼くという方法がとられています。二里崗からはこの他に、すでに文字を骨片に刻んだものが出ていますが、このころはまだ一般化していないようです。

鑽、灼を施行する以前に、約半数は骨や甲を削ったり、磨いたりもしています。しかし後期には、この事前の加工の例は少なくなります。

鑽は1面のみに施されています。後期にわずか1例、2面に鑽された例が出ます。その用具は、二里崗から実物が出土しています。長さ5.5ミリ前後の、銅製の柱状の錐で、断面の円いもの、菱形のもの、八角に近いものなどあり、その端は、刃わたり6.5—8.0ミリの直線的、あるいは弧線状の刃をもっています。直線的の刃は、鑽窩の底が平たくなり、弧線状のものは丸底になります。骨や甲には平底、丸底のくぼみが多く、他に漏斗状のものもあります。これは錐のさきが尖ったものを用いたのであります。史記の龜策伝に見るよう、穿孔の際、この鑽をあらかじめ灼いて、焼孔を作ったかどうか、その詳しい観察が報告書には記されていませんが、あらかじめ鑽を灼かないもののあったことは、鑽痕のみあって、灼痕のない例もあることから察せられます。しかし、全然鑽痕がなくて、灼痕のみというのが、下層、中層には約半数あります。肩骨の中央の骨の薄い部分では、鑽は不可能でもあり、また不必要でもあったのです。



図版3 鄭州二里崗出土のト骨

灼く前に骨を刻るのは、鑽だけでなく、鑿（サク）の方法もあります。これはノミあるいは刀で刻したもので、鄭州では上層のみに現れます。平ノミで四角な平底の窪みを刻ったり、溝を刻ったりしています。安陽では薬研（ヤゲン）堀りの溝が盛んになり、骨甲に文字を刻したものは、その裏面に溝を刻んで、その部分に焼木をあてています。周代（陝西、張家坡）になると、鑽のあるなしにかかわらず、ほとんど全部に、方形平底の鑿痕があります。

最後に灼の方法に移ります。一面を灼くのが普通で、多くは鑽窓に焼木をおしあてて焼いたものですが、鑽しないで、直接骨を灼くものが、下層、中層には半数以上あります。両面に焼木をあてたものも、下層、中層にはありますが、上層のものは片面だけで、そのほとんど全部に、鑽と灼とが共存し、ことに亀甲は全部灼前に鑽されています。輝県の琉璃閣（安陽同時代）のものには、灼によって鑽孔が裏面に透っているものが多くあり、また或るものは、鑽痕のみあって、未灼のものもあります。鑽灼のあとは、どこのものも、多くは密集的であります。

以上を要約すると、紀元前十数世紀のころから、中国河南省で、殷人によって行われたものは、はじめは牛の肩骨が普通で、後期になって亀甲が圧倒的に多くなっています。方法としては、灼く前に鑽するもの、鑽しないで灼くものがありましたが、のちにはほとんどすべて鑽後に灼いています。また後期には両面を灼くものが多くなっています。文字を刻んだものは、前期からすでに現れている、といったような事になります。写真は二里崗発見のト甲で、亀甲を用いたものとしては今までに発見されたもののうちで、最も古い例の一つですが、中央部と首側部に二群の鑽灼のあとがあります。足側のものはありませんが、史記の亀策伝に見た、正身、正首にあたるものかもしれません。

(六)

ついでに、殷代より以前の、北支の晩期新石器時代、すなわち龍山文化期の例を一瞥しておきましょう。さきに述べた、関東州羊頭窪の例は、鹿の肩骨ですが、漏斗形すなわち、さきの尖った鑽で穿たれた穴が3個、灼痕が4個あり、鑽痕の一つには灼かれたあとなく、また灼痕の2は、鑽痕のないところを、直接焼いたものです。反対の面には、中央部に亀裂があります。骨は鑽灼以前に、削って薄くされた、関節部に近い部分です。すなわち殷代の初期、中期のものと、ほとんど変わりありません。

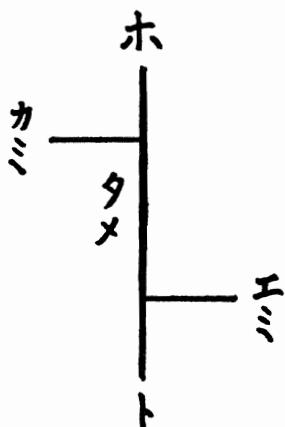


図1 マチの形 (対馬の亀甲)

陝西省客省庄のものは、発見された六個の卜骨が、すべて羊の肩骨で、これには鑽痕のあるものが一例もなく、みなじかに焼いています。この羊の肩骨のじか焼き、という方法は、その周辺に居住した、遊牧民のモーコ人のやり方そのままであります。元史には、太祖ティムシンが、羊の肩骨を焼いてトったのちに事を行ったことを載せています。皇宋事實類苑（卷四十九）には、この西戎の羊卜の方法が詳細に記録されており、パラスという人が、1771～1801年にペーテルスブルグで刊行した「モーコ民族誌集成」にも、この民族の羊卜の風俗が、さらに詳細に記されていますが、客省庄の卜骨の事例は、その地方性、その時代性、その材料と方法の点からみて、このモーコ人の羊卜と古代中国の卜法との間に、何らかの関連のあったことを、強く暗示するものようです。

さて、中国のことはこのくらいにして、日本の方へ移りましょう。日本の宮廷では、武家時代に入って、神祇官がしだいに衰微してきます。卜部の如きも、いつのころからとなく、失業状態におちいり、亀卜のやり方は忘れられてしまった、と人々は考えていました。もっとも、保元の長秋記（既述）だとか、大永の清原宣賢の神代卷抄などには、卜部の秘伝を記載したものがあるようです。しかし、その実技は滅びた、と思われていたのです。

ところが、元禄9年（1696）対馬の社家で藤原斉延（マサノブ）という人が「対馬国卜部亀卜次第」という本を著わし、その方法を詳記したのですが、対馬にはなおその実技の遺っていることが、これによって知られたのであります。これに力を得て、伴信友は、対馬に伝わる、これ以外の伝書や伊豆八丈島や同国白浜の伊古奈比咩神社、常陸の鹿島神社、越後蒲原郡の伊夜日子神社など、諸国の諸社に伝わる記録を集めて、その正卜考の資料としたのであります。元来、宮廷の卜事には、対馬、壱岐、伊豆の卜部が徵されたことは、延喜式の臨時祭式にも「その卜術の優長者を、伊豆五人、壱岐五人、対馬十人とする。在都の者は、その卜術がよほど抜群のものでない限り採用しない」と定めてあるくらいですから、対馬や伊豆に、その遺風が長くのこったというのは、うなずけることあります。

さて、ここでは信友の正卜考に引かれた資料をもとにして、江戸時代まで行われていた、亀卜の方法の大略を要約しましょう。その方法は、先ず亀の腹甲を斧や、刀子で削って薄くする。これを晒して脂をぬく。その一面にマチを掘る。あるいはマチ形を墨書きする。これに沿うて、ハハカの木の端を燃したもので灼く。ハハカは皮つきの庭桜を、箸のように削ったものであります。この木は燃えやすくて、煙が出ないとあります。灼くときは息を吹きつけながら灼く。灼くかたはしから、

兆竹（さましだけ）で水をそそぐ。兆竹は竹べらのさきを三つ折りにした即製の匙のようなもので、これで水をたらすのです。灼熱されたところが、急に冷却するので、亀裂が生ずるわけでしょう。最後に、その反対側の面に墨を塗ると、亀裂の線に墨が入って、これを拭うたあとにその姿がはっきりと残る。これを卜食（うらばみ）という。前述の漢代の食墨とは文字は似てますが、意味はちがうようです。この兆（しるし）を、神庭人（さにわびと）すなわち卜人が見て、吉凶をうらなうのであります。

以上の用具のうち、斧、刀子、甲掘り、兆竹などの名は、みな延喜式に卜事の用具として挙げられていますから、以上のやり方はよほど古くからの遺風であったことがわかります。

吉凶をどう占ったか、と申しますと、はじめに刻され、或いは画かれたマチ（これをタメともいいう）の各部に対する、亀裂の方向によるのでありますが、そのマチ（タメ）の形は、対馬のものは挿図のようなもので、その各部に、図中のような名称があります。たとえば、ホの部分の亀裂が、縦線の延長の上にできると、卜人は「ホ、ウルワシ」と告る。これは吉です。亀裂が左に開くと「ホ、サラビタ」（凶）と申します。すべてこのように、きまつた卜辞があります。袖中抄に引く藤原仲実の歌「ははか火に誓える亀の卜串やタメとはしるは君が逢へるか」だとか、源師時の「思いかね亀のますらに言問へば、タメと合ひたりと聞くぞうれしき」などは、みなこの卜法を詠みこんだものであります。漢の食墨は、つまりこの「タメと合ひたり」の意味であります。

さて、この方法は、中国の鑽、灼の法とは異なっています。むしろ鑽、灼あるいは漢代の文献に見る墨、灼の法に近いのですが、殷や西周の例に見るような文字を刻む代わりに、マチ（タメ）形を刻したり、描いたりしたもの、とも考えられます。

右のような亀卜の法は、対馬には今なお遺っている、ということです。ただし対馬では、亀卜の他に鹿の肩灼きも知られていたらしく、元文2年（1737）の対馬豆駿（つづ）村の領主杉村采女の書付けにそのことが記されているそうです。

（七）

さらに驚くべきことは、万葉集に武藏野の卜部肩焼きとうたわれその存在が平安末期のころまでには、奥のえびすのわざとして書きとめられている、その関東の地に、亀卜ならぬ鹿の肩卜の風が、最近に至るまで、引きつづき遺っていた、或いは今も遺っている、ということであります。

元禄9年（1696）の「一宮巡詣記」という本に、上野国甘樂郡貫前（ぬきさき）神社の肩卜の記事が見えているそうですが、正卜考によると、鹿の肩骨を短冊形に截り、灼いた錐をもってこれを穿孔する。その難易によって、来るべき一年間の吉凶を卜す、とのことです。亀裂による方法とは異なっていますが、恐らくその前には鑽、灼そして亀裂を見た時代があったものでしょう。貫前神

社の肩卜はいまもまだつづいているそうです。

また「神伝鹿卜秘事記」という本には、武藏国多摩郡の阿伎留神社で、鹿の肩骨に、墨でマチカタを書き、火に灼いて、亀裂の如何によって、年間の吉凶を占う、とあるそうです。これは明治以後にすたれたとのことです。同国豊島郡ト方神社の神体が、鹿の肩骨を灼いたものだったとの、荷田東満呂の談話も、正ト考に引かれています。この御神体も、そう古いものとは思われません。

これらの近世の文献を見る肩焼きにも、墨、灼の方法によるものがあり、この点では、近世の亀卜の方法と異なるところはないようです。しかし、日本古代の骨卜の方法がその通りであったとは申されません。

日本古代の骨卜、すなわちフトマニの法を知るには、古代の遺物を見るより他はありません。その材料として、従来知られていたものは、さきにもいう通り、三浦半島南下浦市の洞窟から出たものと、佐渡の千種から出たものとがあります。材料はいずれも鹿の骨ですが、肩骨の他に、南下浦市の中のものは、肋骨をも利用しています。

南下浦町毘沙門B洞から出た、肩骨には、骨の表裏に、二列にならんだ、小さいやや不規則な円形の灼痕があり、それを連ねて各一線の亀裂が入っています。肋骨の例でも、片面に灼痕のあるものがあります。また間口洞のものにも灼痕のある肩骨が出ています。いずれも面を削ったあとや、鑽痕や鑿痕は見えないようです。すなわち、無整治、無鑽、無鑿、有灼、有兆という部類にはいります。

千種の中のものは一個の鹿の肩骨で関節部に近い部分ですが、面は削られて、いわゆる整治されております。その面に3個の灼痕が一列にならんで、一本の亀裂が、それらを結んでいます。3個のうちの2個には表裏に透る孔があり、その縁の状態を写真で見ますと、鑽せられたものではなく、刀子の如きもので、鑿られたものようです。有整治、無鑽、有鑿、有灼、有兆の部類と見られます。これらのタイプの骨卜は、いずれも中国古代の遺物に見えたものであります。

さて、これらの弥生晩期の卜骨よりも、さらに四、五百年は古いだろう、と見られるこのたびの、古浦遺跡発見の卜骨の手法を見る順序になりました。まずその材料は、鹿の中足骨です。このような長骨が利用された例は、中国でも稀れであり、日本でははじめてであります。骨は二つに割られ、その縁には鋭い利器で削ったあとがあります。これは一種の整治と見ていいようです。ただし骨面を削って、薄くしようとしたあとは見えません。それから、骨の表裏ともに、横線が刻されています。これには灼痕が伴っていませんから、中国式の鑿痕とは別のものと思われますが、これに対する亀裂の位置や方向が、問題になったものと思われます。

次ぎに鑽痕と灼痕とは、ほとんど完全に重なっています。その灼痕は、鑽後に同所を灼いた、というよりも、鑽（キリ）を灼いて、焼き穴を作った、そのために生じた灼痕のようであります。こ

のこととは、鑽痕に近接して、縁の立ち上がった個所の内面に、キリの横腹が当たって、そのためにできた凹みが見えますが、その面がひどく焦げ、その焦痕は骨の外面にまで及んでいる、という状態からも、想像されます。つまり、鑽灼同時に施行され、亀策伝に見るような2度目の灼は行われなかったのであります。一方の端の方に2個のくぼみを結ぶ割れ目がありますが、地圧による破損と思われます。亀裂すなわち兆ではないかも知れません。要するに、有整治、有鑽、有鑽灼のタイプと見られます。2度目の灼のあとがないのは、或いは最初の鑽灼だけで目的を達したために、省略されたものか、とも思われます。この骨が長骨であることも、稀有でありますが、中国では絶無ではありません。

(八)

古浦砂丘から発見された卜骨は、日本では最も古い時代のものであり、弥生前期の文化に伴うものであります。すると、大陸古代における同様の風習から見て、これは弥生文化に伴って、大陸から渡来した風習だと見ていいでしょうか。現に骨を鑽するための鑽は、金属製品、恐らくは青銅器だった、と思われます。というのは、古浦のこの文化層には、後にもいうように、青銅器の存在が知れているからであります。この青銅器は、弥生以前の文化にはなかったものであります。

本居宣長や伴信友は、日本の骨卜は、神代の遠いむかしからあった日本本来のもので、後世に及んで中国の亀卜の風が輸入され、これにとて代わったのだ、と考えました。しかし、これら人びとの時代には、中国に、骨を灼いてする卜法のあったことはまだよく知られていなかったのです。それで、亀卜は中国、骨卜は日本、という風にはっきりと割り切って考えることができたのです。宣長などは、亀卜をとり入れたために、日本固有の骨卜の衰えたことを歎いているのであります。

しかし、以上に一わたり見わたして来たところから結論しますと、日本の骨卜の風習はやはり、弥生文化とともに伝來した、大陸文化の流れの一支だと考えるのが、もっとも穏当だ、と思われます。大陸では、前にもいう通り、関東州の新石器時代晚期の例が、地域的には日本に一番近いものであります。そのころはまだ大陸でも亀卜の風は、少なくとも一般的ではなかった。その、骨卜を主体とする風が、朝鮮半島をへて、弥生の初期に日本に入った、と考えるのがいいようです。ただし朝鮮の遺跡からは、卜骨はまだ一例も発見されていませんが、これは将来発見の可能性があることと予期できます。日本に亀卜の風の入ったのは書紀や万葉集の歌のできた、奈良朝あるいはその少し前のことと、骨卜と亀卜とは、渡來の時期が別々であったのではないでしょうか。壱岐や対馬には、神功皇后の朝鮮出兵の際、亀卜の術がかの地から伝來した。それが両島の卜部の起源だ、との伝説がありますが、これはもとより信用の限りではありません。

最後に、これを利用した側について、考えて見ましょう。万葉集の車持氏の娘や、山上憶良の歌

や文に見るように、その時代には個人的の問題の解決に、これが利用され、職業者すなわち卜部氏の門を叩く、ということもあったようですが、後にはもっぱら宮廷における国家の大事、聖体の安否というような事件、また地方では、神社中心の社会の、集団生活に関する問題に利用されたもの、と考えられます。個人問題の方は、恐らく陰陽師の活躍によって解決されることに、後世ではなってきたのでしょうか。なにしろ陰陽の方では方術を以って運命を変えることができるという、利益があったのですから。

古浦遺跡をのこした人びとは、この骨卜をどういう風に利用し、誰がその事に当たったのでしょうか。この考えを最後に加えて、筆をおくことにしましょう。

先年の調査で、この古浦の弥生前期の文化層から、一体の特殊な人骨の出たことは、すでに学界にも報告しました。それは額（ひたい）のまん中に、直径3.5センチくらいの、銅製の円板の痕のこった、男性の骨でしたが、いろいろな点から、恐らくは当時の呪師（マジシャン）であったろうと考えたのでした。当時のマジシャンは、今日の神官の如く、単に宗教的儀式を司る、というではなく、神事はすなわち政治でもあった時代でありまして、呪師はその属している集団の、統率者でもあったのです。古浦の当時の集団の大きさはわかりませんが、恐らく各世代に一人の呪師がいて、これを統率していた。ひたいの銅飾は、その権力のシンボルだった、と思われるのです。その集団の大事を決定するのに、こうした呪師が、骨を灼いて神意を卜した。その卜辞が決定的の施政方針になったことが想像されます。

こうした呪師と思われるものの遺骨は、今年度の調査でも1体発見されています。ひたいに緑色の銅斑がのこり、この遺跡から出た他の人骨には例のない、上質の玉（ギョク）製の勾玉（まがたま）や、これも上質の管玉（くだたま）を、この遺跡の場合としては、比較的数多く身につけています。こうした特殊の人骨が、ト骨発見の地点と同じ層で、しかも2件とはなれていないところから見出されたのです。

以上のように推定することが可能ならば、古浦発見の一片のト骨は、いまから二千数百年前の、古浦の漁民社会、ひいては、当時の日本的地方小集団の社会構造を知る上にも、また、大きく見て、日本の神道の形態の根元をきわめる上にも、意義ある貢献をもたらすものだ、ということはできぬでしょうか。

=完=（松江市雜賀町山口医大教授、国際人類学会常任委員）

この金闇丈夫先生の「ト骨談議」は1963年（昭和38年）8月25日から9月1日にかけて、島根新聞に8回にわたって連載されたものです。当時先生から頂戴した新聞の切り抜きを資料として使用しました。本文にはペンで誤植の訂正と僅かな加筆が見られ、また、冒頭欄外に「藤田等君 三浦

半島のは もと猪骨と発表 斎藤忠にしたがい鹿骨とした」と肉太のペンの書き込みがあります。

各項は、縦書き、1行15字、112～172行で書かれ、各項毎に井桁文様の中に、卜骨談議の題目が配されて（一）～（八）の番号が付けられている。最後に先生の住所と職名があるが途中は省略した。また、編集の都合上横書きにあらためた。また、図版3は鄭州二里崗出土の卜甲の写真が挿入されていたが、良好な図版が得られなかつたので、同遺跡出土の卜骨の写真と差し替えた。

先生は当時、山口県立医科大学解剖学教室に勤務されていたが、単身赴任で、宇部市の研究室に寝泊まりされ、週末には松江市の御自宅に帰省されていた。「卜骨談議」発表当時、藤田は鳥取大学医学部第二解剖学教室に勤務していた。

(2004年7月 藤田 記)